

宮内式発第446号
令和元年10月4日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮 内 庁 式 部 職
(公印省略)

名簿の提出について(依頼)

来る11月16日及び18日、大饗の儀を別紙次第のとおり行われますので、お知らせします。

なお、本儀の参列者の範囲(大嘗宮の儀に同じ)は、下記のとおりとなつておりますので、その名簿(別紙様式)1通を10月9日までに送付願います。

記

11月16日 大饗の儀(第1日)

最高裁判所長官、最高裁判所判事(長官代行)及び元最高裁判所長官並びに以上の者の配偶者

最高裁判所判事(前項に掲げるものを除く。)

最高裁判所事務総長

11月18日 大饗の儀(第2日)

高等裁判所長官

各界の代表1人



大饗の儀（第1日）

11月16日午前8時、豊明殿を裝飾する。

午前11時40分、参列の諸員が休所に参集する。

午前11時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

次に参列の諸員が豊明殿に入る。

式部官が誘導する。

正午、天皇が豊明殿にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ剣及び璽を捧持し、皇嗣及び親王が供奉され、侍従長、侍従及び大礼副委員長が随従する。

次に皇后が豊明殿にお出ましになる。

式部副長及び侍従次長が前行し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、女官長、女官及び大礼副委員長が随従する。

次に天皇が御座にお着きになり、侍従がそれぞれ剣及び璽を案上に置く。

次に皇后が御座にお着きになる。

次に天皇のお言葉がある。

次に代表者が奉答する。

次に天皇、皇后に白酒黒酒を供する。

次に諸員に白酒黒酒を賜る。

次に式部官長が悠紀主基両地方の献物の色目を申し上げる。

この時、両地方の献物を排列する。

次に天皇、皇后に御膳及び御酒を供する。

次に諸員に膳及び酒を賜る。

次に久米舞を奏する。

次に天皇、皇后に御穀物を再び供する。

次に諸員に穀物を再び賜る。

次に悠紀主基両地方の風俗舞を奏する。

次に大歌及び五節舞を奏する。

次に天皇、皇后に挿華を供する。

次に諸員に挿華を賜る。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び随従はお出ましのときと同じである。

次に諸員が退出する。

○

参列の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣、元内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者
国務大臣及び副大臣

衆議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、
特別委員長、憲法審査会会长、情報監視審査会会长及び政治倫理審査会会长

衆議院の議員 40 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

参議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、
特別委員長、調査会会长、憲法審査会会长、情報監視審査会会长及び政治倫理審査会会长

参議院の議員 21 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

最高裁判所長官、元最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者、最高裁判所判事及び事務総長

内閣官房副長官（政務）

国立国会図書館長

東京都、栃木県及び京都府の知事及び議會議長

栃木県及び京都府の農業協同組合中央会会长

栃木県及び京都府の斎田の大田主及びその配偶者

その他別に定める者

○

服装

男子：モーニングコート、紋付羽織袴

女子：ロングドレス（ローブモンタント）、ディードレス、白襟紋付

○

お列

式部官長 宮内庁長官 侍従（剣） 天皇 侍従（簾） 皇嗣 親王

侍従長 侍従 大礼副委員長

式部副長 侍従次長 皇后 皇嗣妃 親王妃 内親王 女王

女官長 女官 大礼副委員長

大饗の儀（第2日）

11月18日午前8時、豊明殿を裝飾する。

午前11時40分、参列の諸員が春秋の間に参集する。

午前11時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

次に参列の諸員が豊明殿に入る。

式部官が誘導する。

正午、天皇が豊明殿にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ剣及び璽を捧持し、皇嗣及び親王が供奉され、侍従長、侍従及び大礼副委員長が随従する。

次に皇后が豊明殿にお出ましになる。

式部副長及び侍従次長が前行し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、女官長、女官及び大礼副委員長が随従する。

次に天皇が御座にお着きになり、侍従がそれぞれ剣及び璽を案上に置く。

次に皇后が御座にお着きになる。

次に天皇のお言葉がある。

次に代表者が奉答する。

次に天皇、皇后に白酒黒酒を供する。

次に諸員に白酒黒酒を賜る。

次に式部官長が悠紀主基両地方の献物の色目を申し上げる。

この時、両地方の献物を排列する。

次に天皇、皇后に御膳及び御酒を供する。

次に諸員に膳及び酒を賜る。

次に久米舞を奏する。

次に天皇、皇后に御穀物を再び供する。

次に諸員に穀物を再び賜る。

次に悠紀主基両地方の風俗舞を奏する。

次に大歌及び五節舞を奏する。

次に天皇、皇后に挿華を供する。

次に諸員に挿華を賜る。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び随従はお出ましのときと同じである。

次に諸員が退出する。

○

参列の範囲は、次のとおりとする。

内閣法制局長官及び内閣官房副長官（事務）

検査官、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長及び高等裁判所長官

各省庁の事務次官等で宮内庁長官が指定する者

都道府県の知事及び議會議長（大饗の儀（第一日）に招待された者を除く。）

市及び町村の長及び議會議長の代表

各界の代表

その他別に定める者

○

服装

男子：モーニングコート、紋付羽織袴

女子：ロングドレス（ローブモンタント）、ディードレス、白襟紋付

○

お列

式部官長 宮内庁長官 侍従（剣） 天皇 侍従（璽） 皇嗣 親王

侍従長 侍従 大礼副委員長

式部副長 侍従次長 皇后 皇嗣妃 親王妃 内親王 女王

女官長 女官 大礼副委員長

別紙様式

	肩書き	氏名	生年月日	※配偶者有無

※配偶者の有無は「有資格者」のみ記載願います。

本人名
配偶者名
計名